

テトラサイクリン系抗生物質製剤

要指示医薬品 指定医薬品 使用基準

オキシテトラサイクリン注 NZ

【本質の説明又は製造方法】

本剤は、広い抗菌スペクトルをもつ抗生物質オキシテトラサイクリンの注射液です。本剤は、筋肉内、静脈内、皮下注射もでき、注射後すぐに吸収され高い血中濃度を長時間維持することができますので、対象動物の感染症にすぐれた効果を示します。

【成分及び分量】 1mL中

Table with 2 columns: 成分 (成分) and 分量 (分量). Row 1: オキシテトラサイクリン塩酸塩, 50mg(力価)

【効能又は効果】

有効菌種

豚丹毒菌、パストレラ、ボルデーラ、ヘモフィルス・パルガリナルム、キャンピロバクター、マイコプラズマ
本剤感性の次の菌種：ブドウ球菌、レンサ球菌、コリネバクテリウム、大腸菌、サルモネラ

適応症

牛：肺炎、細菌性下痢症、細菌性関節炎、乳房炎
豚：豚丹毒、肺炎、細菌性下痢症、咽喉頭炎、乳房炎
犬・猫：術後感染症の予防

【用法及び用量】

1日1回体重1kg当たりオキシテトラサイクリンとして下記の量を静脈内、筋肉内、皮下又は腹腔内に注射する。

牛：2～10mg(力価)、豚：3～10mg(力価)
犬：4～25mg(力価)、猫：8～25mg(力価)

【使用上の注意】

「基本的事項」

1.守らなければならないこと

(一般的注意)

- 本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
本剤は効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
本剤の使用に当たっては、治療上必要な最小限の期間の投与に止めることとし、過剰にわたる連続投与は行わないこと。
本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物(牛、豚)について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

牛：食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供するために搾乳する前72時間

豚：食用に供するためにと殺する前17日間

(取扱い及び廃棄のための注意)

- 注射器具は滅菌されたものを使用すること。
小児の手の届かないところに保管すること。
本剤の保管は直射日光、高温及び多湿を避けること。
本剤に一度針を刺したものは、貯法に従って保存し、当日中に使用すること。
使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。
使用済みの注射針は、針回収用の専用容器に入れること。針回収用の容器の廃棄は、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を有した業者に委託すること。

2.使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- 誤って注射された者は、直ちに医師の診察を受けること。
起炎症があるとの文献報告があることから、取扱いに際しては目や皮膚に付着しないように注意すること。
本剤の有効成分であるオキシテトラサイクリン塩酸塩には、ヒトや実験動物に対する催奇形性に関する報告があるので、妊娠中の女性が投与作業を行う場合は注意すること。

(対象動物に関する注意)

- 副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

「専門的事項」

(対象動物の使用制限等)

- 本剤の有効成分と類似する成分で実験動物で胎子毒性が認められているので、妊娠している動物には慎重に投与の可否を判断すること。

(重要な基本的注意)

- 本剤の静脈内投与により、一過性のふらつきや転倒等のショック症状を起こすことがあるので、静脈内投与を行う際には、本剤を5%ブドウ糖等の補液で希釈するか又はゆるやかに投与すること。
筋肉内注射で1回の投与量が多い場合又は連続注射する場合には注射部位を変えること。

(副作用)

- 筋肉内注射部位により腫脹、疼痛が起こることがある。

【使用期限】 包装に表示の使用期限内に使用すること。

【包装】 20mL×10バイアル
100mLバイアル

【製品情報のお問い合わせ】

日本全薬工業株式会社

〒963-0196 福島県郡山市安積町笹川字平ノ上1-1

フリーダイヤル 0120-452-793

受付時間 9:00-17:00(土日祝日・弊社休業日を除く)

製造販売元



日本全薬工業株式会社

ZENOAQ 福島県郡山市安積町笹川字平ノ上1-1

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>)にも報告をお願いします。